

倉吉市 Wi-Fi によるインターネット接続環境整備費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市が補助金等として交付する倉吉市 Wi-Fi によるインターネット接続環境整備費助成金（以下「助成金」という。）について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第1条第3項の規定に基づき、規則の他の規定にかかわらず、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 助成金の交付は、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時において、ICTの活用により学校と家庭との連絡、児童生徒の状況把握及び学びを保障する環境を構築するために、各家庭が行う Wi-Fi によるインターネット接続環境整備に係る経費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的として行う。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付の申請時において、本市の小中学校に在籍する児童・生徒を監護する保護者であって、Wi-Fi ルーターを介したインターネット通信環境のない家庭において、当該児童・生徒のためにタブレットを使用した家庭学習等を行うための通信環境の整備を行うものとする。ただし、1家庭につき1回を限度とする。

(助成対象要件)

第4条 助成金は、家庭にインターネット接続環境（LTE通信回線は除く。）が整備されていない助成対象者が、新たに Wi-Fi によるインターネット接続環境を整備した場合に交付する。

(助成金の算定等)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる経費を合計した額と1万円のいずれか低い額で、予算の範囲内で交付する。ただし、助成金の申請をした日の属する年度の2月末までに支出を完了したものに限り、単なる機器の買い替え、買い足し等の経費又はスマートフォン、タブレット PC その他の端末の購入のための経費を除く。

- (1) インターネット接続のため新たに必要になった工事費及び契約料
- (2) インターネット接続のため新たに購入した家庭用 Wi-Fi ルーター等の機器の購入費又はリース料
- (3) インターネット接続に係る通信料及び利用料

(助成金の交付申請)

第6条 助成金は、規則第5条に規定する申請及び規則第20条に規定する請求に関する手続を併合するものとし、その手続は倉吉市 Wi-Fi によるインターネット接続環境整備費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）により行う。

2 前項の手続は、申請した年度の8月中又は2月中に行うものとする。

3 様式第1号に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) インターネット接続工事、インターネット接続のための機器購入に係る費用又はリース料、通信料、利用料を支払ったこと分かる書類（領収書・通帳の写し等）
- (2) インターネット接続のための機器リースやインターネット通信に係る契約内容が分かる書類

4 助成金の申請は、申請書兼請求書等を倉吉市教育委員会事務局教育総務課若しくは倉吉市関金支所へ持参し、又は倉吉市教育委員会事務局教育総務課に郵送することにより行うものとする。

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、助成対象者から前条第1項の規定による申請を受けた場合は、交付申請を受けた日から起算して30日を経過する日までの間に助成金の交付を決定し、あわせて助成金の額を確定するものとする。

（不当利得の返還等）

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者又は前条の規定により助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、及び交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。